

短期入所サービスにかかる要介護認定等有効期間の半数を超えて 利用する場合の手続について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十八号）」第十三条第二十一項及び「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成十一年七月二九日 老企第二二号）」に基づき、本市では介護給付適正化の観点から、要介護認定等有効期間の半数を超えて短期入所サービスを利用する場合には、下記のとおり手続を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

①短期入所サービスにかかる要介護認定等有効期間の半数を超える理由書

※理由書には、「重度の認知症により家族介護困難」や「同居家族が高齢・疾病等により介護困難」などの特別な理由を記載ください。また、施設入所の検討や申込をされている場合は、その旨も記載ください。

②居宅介護サービス計画書（第1表～第3表）または介護予防サービス・支援計画表

2 提出時期

短期入所サービスが要介護認定等有効期間のおおむね半数を超えると判断される場合、超過月の前月までに、伊丹市介護保険課へ上記書類を提出ください。

また、次期要介護認定等有効期間においても同様に半数を超える短期入所サービスを利用する場合は、再度書類提出が必要となります。

3 留意事項

理由書提出後も、利用者や家族とともに今後の支援方針については十分に検討を行ってください。複数の介護保険施設に入所予約するなどの必要な援助を行い、半数を超えての利用の早期解消に努めてください。